

平成20年8月29日

神奈川県知事 松沢成文 様

武田薬品工業(株)新研究所計画に関する要望書

武田問題対策連絡会 (<http://www.shounan.biz/>)

連絡先 木村直人 藤沢市  
同 斎藤勝彦 鎌倉市  
同 竹岡健治 横浜市

日頃、県政運営にご精励頂き感謝申し上げます。  
標記の件につき以下の通り申し上げます。

武田薬品工業株式会社(以下「武田薬品」という。)が鎌倉市と藤沢市に位置する旧湘南工場敷地に計画した新研究所建設事業は、神奈川県環境影響評価条例(以下「アセス条例」という。)に基づき現在県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)にて事業者の作成による環境影響予測評価書案(以下「アセス評価案」という。)の審査が進行中です。

### アセス条例手続きの経過

振り返ると、本年3月、今回の新研究所建設事業に対し、多くの市民がアセス条例に従い、意見書を提出しました。そこでは、危険性の高い病原体を扱うP3施設関連を含め予測される研究実験内容に関する情報が乏しいこと、人口密集地域で不測の事態を防ぎにくい立地であること、異常に大量の水と空気を消費すること、病原体の完全な「物理的封じ込め」は不可能であることなど、多くの疑問点が出ました。しかし、事業者の回答に当たる「見解書」(5月に縦覧)を精読しても疑問は解消せず、ことにバイオ関連については逆に不安が募るばかりでした。この募る不安を背景に、7月5日開催の公聴会においては関係地域住民の中から21名もの公述人が立ち、それぞれの意見を県に訴えました。そのうち環境保全上問題なしとする意見は一つもなく、全員が新研究所の活動により、自らの生命・健康を損ない生活環境を悪化させる可能性が大きいと危惧し懸念を表明したことは、特筆すべき事柄です。なお、7月21日に開かれた武田薬品主催の任意の説明会においても、住民の質問にたいして事業者からは誠意ある具体的回答は得られず、依然として不安と恐怖の念が払拭されなかったため、一女性による武田製品不買宣言までが飛び出し、参加者に衝撃を与えました。

このような事態の推移の下、このたび、武田薬品新研究所建設によって影響を被る藤沢・鎌倉・横浜市民が上記「武田問題対策連絡会」を結成し、公聴会での公述内容を軸に意見書以来の議論を整理しながら、アセス評価案の問題点を別紙のように武田薬品宛て公開質問状の形でとりまとめました。(別添資料「新研究所計画に関する公開質問状」参照)

### 私たちの基本認識

私たちは今回の事態を、県のアセス条例の不備に起因する「武田薬品のきわめて不十分なアセス評価案」によると考えております。

神奈川県のアセス条例は、条例で定める評価項目（施行規則第3条関連）について、事業者のアセス評価案を作成させ、それを20人の委員から成る審査会が審査することとなっています。ところが、関係地域住民にとって最も切実なバイオ災害リスクにかかわる項目は、調査等が方式化されているこの評価項目の中に含まれていず、かろうじて別立ての配慮事項に位置づけられているにすぎません。また、審査会を構成する20人の委員の選任にしても、最も関連深い分子遺伝学、バイオ実験技術またその危機管理などの専門家は、唯の一人も入っておりません。その意味で、神奈川県のアセス条例は、武田薬品新研究所のような大規模バイオ施設建設事業を対象にする場合には制度上の不備があるといわざるをえません。

この制度上の不備については、運用面で補おうとする試みがあったことは私たちも存じあげています。即ち、実施計画書に対する答申の中で審査会は「完成後の研究施設において多種類の薬品類や、遺伝子組換え生物を扱うことから、事業者は環境影響評価手続を通じて近隣住民へ十分な説明を行うことが求められている」と特筆し、この答申を受け県知事も実施計画審査意見書の中で、答申の文面通りの要請を武田薬品に対して行なったのでした。しかし、遺憾ながら、この要請は武田薬品によって実行されませんでした。武田薬品は言葉の上では「環境影響評価手続を通じて近隣住民へ十分な説明を行う方針です」と請け合ったものの、ついぞ「近隣住民へ十分な説明」など実行しなかったのが実情です。

### **バイオ災害についての説明不足**

このことは大変重要な論点なので、簡略ながら経過を跡づけておきます。

まず、「近隣住民へ十分な説明を行う」意思が武田薬品に最初からなかったことは、本年2月に連続して開催されたアセス条例上の説明会への案内状の文面において端的に現れています。その文面からは、配慮事項を省略することを通して遺伝子組換え実験に関する情報が一切伏せられていました。そもそも入口の所で情報を提供しようという姿勢がないのですから、「近隣住民へ十分な説明」などできるはずがありません。

事実、アセス評価案の中においても、「近隣住民へ十分な説明を行う」のを省いてしまおうという姿勢が見て取れます。そこにおいては、申し訳程度にP3レベルに限定した形での遺伝子組換え実験の概要が抽象的に記されているのみで、遺伝子組換え実験計画の具体的全体像もない上に、バイオ災害リスクに関して評価し、それを説明・分析し、対策を定めることなどについては、何も記されていないからです。

本年2月に4回開催された説明会においても、こうした「近隣住民へ十分な説明」のない点が参加者から常に疑問として提出され、その場その場で武田薬品が小出しに応答するという状況でした。このように武田薬品には、「近隣住民へ十分な説明」を実行することを通してアセス条例を遵守して行こうという姿勢に乏しく、むしろその不備を突いてバイオ災害をまともに取り扱わずに済ませようという姿勢が顕著なのです。

説明会の後は、アセス条例の手続きに従って、住民側からの意見書の提出とそれに対する

事業者側からの見解書での応酬が続きました。この応酬においても、住民の安全にかかる懸念からの数々の意見書という形での質問に対して、武田薬品の見解書の中での回答ぶりは、関係法令に基づいて適切に対処することにより、住民の安全は担保されているといった、おおよそ根拠にならない抽象的な一言で済ませてあるところが12ヶ所もあり、武田薬品は、住民に対し科学的で具体的な説明を全く忌避しているといえます。このように「近隣住民へ十分な説明」を忌避する姿勢については、審査会においても懸念の声があがっていたと認識しています。

意見書・見解書の後には公聴会が設定されましたが、見解書におけるこうした忌避姿勢を敏感に感じ取ったからこそ、公聴会において21名もの公述人が名乗りを上げ、その全員が新研究所建設について異口同音に懸念を表明するという事態に立ち到ったのだと解されます。21名の公述人中事業者の姿勢に納得する者が皆無であるという公聴会の事態は、武田薬品が「近隣住民へ十分な説明」を行わなかったことを証左するものです。

以上のように経過を跡づけることで、武田薬品に対して審査会・県知事が要請した「近隣住民へ十分な説明」がどのような扱いを受けたかが明白になったと思います。「近隣住民へ十分な説明」は、説明会以降のアセス条例の手続きを通して、武田薬品によって約束不履行の空手形に終わったのです。

### 他の項目についても説明不足

ちなみに、「近隣住民へ十分な説明」を忌避する武田薬品の姿勢は、遺伝子組換え実験に関してばかりではないということも、申し添えておきます。例えば、説明会においてアセス条例の手続きを解説すると称しながらも、公聴会や審査会の存在意義について、これをまったく無視する内容のスライドを再三再四上映し、参加者に正確な情報を伝えようとはしなかったのです。

それだけではありません。条例で定められた19の評価項目についても、選定・調査等の仕方に問題があります。例えば、19のうち9項目が選定されていませんが、住民にとって公害上最も重要な「水質汚濁」、低地の液状化対策との関連で重要な「地盤沈下」、郷土の宝の「文化財」等に関しては、選定すべき明確な理由があるにもかかわらず、選定されていません。また、選定された「大気汚染」、「悪臭」、「廃棄物・発生土」、「土壌汚染」等の項目についても、当研究所が、大規模な動物実験室と、実験済み動物の火葬場（注1）、大規模廃棄物の焼却炉2基（注2）を併置した巨大なバイオ研究所（注3）としての観点からして、適切な環境影響の分析を行ったとはとてもいい難しいものです。

（注1）（1.8トン/日(6時間稼動)...15kgの猿換算120匹/日

（注2）（各200kg/時）

（注3）（排気量 東京ドーム150杯/日、水使用量4300立方メートル/日...50mプール2杯分/日）

これほどまでに選定・調査等の仕方に問題を有するアセス評価案は、結論的にいえば、環境アセスメントとは言えないほど「ずさんな内容」（7月6日付け毎日新聞の見出し）という

ことです。このような事態をもたらした最大の要因が「近隣住民へ十分な説明」を忌避する武田薬品の姿勢にあることは、あまりにも明白な事柄です。

### 公開質問状について

ここで別添資料に話題を転じます。「新研究所計画に関する公開質問状」は、「近隣住民へ十分な説明」を忌避するアセス評価案の問題点を公開質問状の形式で指し示したものです。質問総数は127もありますが、大きく分類すると、18の項目にまとめることができます。それらを列挙すると、「バイオ除外の環境影響予測評価の問題点」、「大気汚染問題」、「汚染排水放出問題」、「バイオ・遺伝子組換え実験」、「バイオハザード問題」、「動物実験について」、「焼却炉からの排煙・臭気問題」、「立地条件の問題」、「研究所の建物問題」、「ヒューマン・エラーについて」、「住民の安全対策について」、「情報公開と説明責任の問題」、「住民協定と条例制定」、「土壌汚染について」、「廃棄物・発生土について」、「植物・動物・生態系」、「文化財」、「その他」となります。これらの項目は、一つの主張によって貫かれています。それは、「近隣住民へ十分な説明」のないアセス評価案については、これを差し戻してもう一度やり直させるべきであるという主張です。

ここにおいて、別添資料が、公聴会での公述内容を軸に意見書以来の議論を整理しながら、アセス評価案の問題点を列挙したのものであることを想起してください。アセス条例においては、住民の意向は意見書や公聴会での公述として示され、それらは県知事による最終判断において考慮されるものと認識しています。とりわけ、7月5日の公聴会において21名の公述人全員が、氏名公表の重圧にめげずに、住民の生命と健康、および生活環境についての危惧を表明したことを、再度強調しておきます。この公聴会での出来事は、アセス条例上、重く受けとめられなければなりません。その出来事の大きな構成要素として、アセス評価案のやり直しを訴える声が公聴会会場に響きわたっていた事実もここに強調しておきます。

### まとめ・本要望書の趣旨

県知事におかれましては、別添資料を何卒ご一読ください。そうすれば、別添資料が「近隣住民へ十分な説明」を忌避するアセス評価案の問題点を示すものであり、同時に、意見書や公聴会での公述を現時点で集約するものとして安全を願う住民の切実な声でみなぎっているものであるということをご理解いただけるものと確信します。

このような理解に立てば、「近隣住民へ十分な説明」のないアセス評価案をそのまま認めるわけには行かず、そのやり直しを求めるといった判断が下されるものと私たちは期待します。万が一にもこの期待が裏切られ、「近隣住民へ十分な説明」のないアセス評価案をそのまま認めるような事態が生じることがないことを願います。そうした事態は、住民の生命と健康を脅かすばかりではありません。意見書や公聴会の意義を軽んじる風潮や「近隣住民へ十分な説明」を忌避する風潮を助長することによってアセス条例の不備を拡大深化させ、ひいてはアセス法制の根幹を揺るがせることにもなると懸念します。その場合には、法的対抗措置を選択するのが市民的義務であろうとも考えます。

そもそも「近隣住民へ十分な説明」とは、県知事ご自身が武田薬品に対して要請した事柄だったことを想起してください。この要請は、武田薬品によって履行されないまま手続きが進行した現時点においては、もはやアセスのやり直しによる以外、実現する方法はありません。判断の別れ目は「近隣住民へ十分な説明」を重んずるか軽んずるかにあります。この点を十分にご確認いただき、アセスのやり直しをご英断されますよう、お願いいたします。

御高著『インベスト神奈川 企業誘致への果敢なる挑戦』において自賛されているように、武田薬品の新研究所誘致に率先して尽力されたのは県知事ご自身です。80億円もの税金が投じられる誘致とも報じられています。巨費投入による率先誘致とは責任は重大です。それだけに、だから手心が加えられて「近隣住民へ十分な説明」のない「ずさんな内容」のアセス評価案でもすんなり通過したなどという疑惑が生まれぬよう、くれぐれも厳正なるご判断をお願いする次第です。

追伸

本要望書の写しを用意いたしました。お手数ながら、この写しを環境影響評価審査会会長までお届けいただければ幸いです。

以上